

改正

昭和34年6月15日規程第1号
昭和57年4月1日訓令甲第5号
平成5年4月1日訓令甲第4号
平成9年3月31日訓令甲第7号
平成17年7月5日訓令甲第20号
平成18年4月19日訓令甲第18号
平成21年7月6日訓令甲第20号
平成24年3月30日訓令甲第14号
平成28年4月1日訓令甲第21号

檀原市自治委員設置規程

(目的)

第1条 市民隣保共栄の基盤に立って市の行政の円滑な運営に資するため市と協調連絡を図るとともに市民の与論に立脚し、民主的にしてかつ健全明朗な市政の向上発展を期することを目的として、檀原市自治委員(以下「委員」という。)を設置する。

(委嘱)

第2条 委員は、本市の一定の区域に住所を有する住民の総意により結成された自治組織から推薦された者に対し、市長が委嘱する。

(委員の任務)

第3条 委員は、第1条の目的達成のため次の事項を行う。

- (1) 自治運営に関する調査研究
- (2) 諸通知及び諸書類の伝達、配布、回覧、収集等に関する事。
- (3) 簡易な調査、確認に関する事。
- (4) 市民の要望等の取次ぎに関する事。
- (5) その他目的達成のため必要と認める事項

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠により委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務の処理)

第5条 委員に関する事務は、市民活動部市民協働課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年訓令甲第5号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則(平成5年訓令甲第4号)

この訓令は、令達の日から実施する。

附 則(平成9年訓令甲第7号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令甲第20号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成18年訓令甲第18号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成21年訓令甲第20号)

この規程は、平成21年7月10日から実施する。

附 則（平成24年訓令甲第14号）

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成28年訓令甲第21号）

この規程は、令達の日から実施する。